

成田浄化センターネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 成田浄化センターネーミングライツ・パートナー募集要項により応募のあったものの中から、ネーミングライツ・パートナーとして優先的に契約交渉を進める優先交渉権者を選定するため、「成田浄化センターネーミングライツ・パートナー選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

（構成）

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 1 委員長は、環境部長をもって充てる。
- 2 委員は、別表1に定める通りとする。

（招集等）

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長がその議長となる。

（選定基準）

第4条 選定基準については、成田浄化センターネーミングライツ・パートナー募集要項に定める通りとし、採点は別表2に定める審査項目に基づき、審査を行う。審査後、別表3を用い、項目毎に委員の採点を合計し、項目別平均点を算出した後、各平均点を合計し、最高得点となった応募者を優先交渉権者とする。

- 2 委員会は、優先交渉権者として決定した応募者が、契約交渉の結果、合意に至らない場合もしくは、優先交渉権者が特段の事由により辞退した場合には、審査結果で次点の応募者を優先交渉権者として決定することができる。
- 3 委員会は、採点の結果、最高得点となった応募者が複数存在するときは、審査結果を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナーとしてより適当であると判断される応募者に各委員1票を投じる決選投票を行い、獲得票数の多い応募者を優先交渉権者として決定することができる。
- 4 応募者が3つ以上存在し、前項の規定によっても得票数が同数となった場合は、最大得票数を持つ応募者のみで委員による決選投票を行う。なお、投票方式については、同項の規定に準ずる。

- 5 委員会は、第1項の項目別平均点を算出した結果、別表2の採点項目のうち、「応募法人の状況」「愛称名」「地域貢献等」の審査区分のいずれかで、項目別平均点が各項目の満点の5割（小数点以下切上げ）に満たない点数であった応募者を、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないとして、優先交渉権者として選定しないことができる。

（関係者の出席）

第5条 委員長は、委員会の審査において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、環境部環境計画課において担当する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるものの他、必要事項については委員長が定める。

附 則

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
2. この要綱は、成田浄化センターのネーミングライツ・パートナー契約が締結される日をもって失効する。

別表 1

	職名	補足
委員長	環境部長	
委員	環境計画課長	
委員	環境対策課長	
委員	クリーン推進課長	
委員	環境衛生課長	
委員	環境計画課長補佐	
委員	行政管理課長	

別表 2

審査区分	審査項目	配点
応募法人の状況	法人の財務状況・法令遵守・社会貢献・応募の動機等	15点
愛称名	愛称が市の施設としてわかりやすいか。 市の施設としてのイメージにふさわしいか。	20点
命名権料の応募金額	他の応募者との比較 1	30点
設定期間	他の応募者との比較 2	20点
地域貢献等	地域貢献や環境配慮に対する理念、活動実績及び今後の計画	15点
合計		100点

1 命名権料の応募金額についての比較は以下の通りとする。

各応募者の中で、命名権料の最高応募金額（A）

各応募者の命名権料の応募金額（B）

$30 \text{ 点} \times (B) / (A) = \text{得点（小数点以下四捨五入）}$

2 設定期間についての比較は以下の通りとする。

各応募者の中で、設定期間の最長応募期間（A）

各応募者の応募期間（B）

$20 \text{ 点} \times (B) / (A) = \text{得点（小数点以下四捨五入）}$

別表 3

委員名 審査項目	委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員	項目別 平均点
応募法人の 状況	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15
愛称名	/ 20	/ 20	/ 20	/ 20	/ 20	/ 20	/ 20	/ 20
命名権料の 応募金額	自動算出							/ 30
設定期間	自動算出							/ 20
地域貢献等	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15	/ 15
項目別平均点の合計（合計点）								/ 100

項目別平均点算出時には、小数点以下四捨五入とする。

応募法人の状況、愛称名、地域貢献等で、項目別平均点が満点の5割（小数点未満切り上げ）に満たない場合は、応募が1社の場合でも、優先交渉権者として選定しないことができる。